

糸魚川市立学校教育環境整備方針

令和7年9月

糸魚川市

市発展の原動力は、未来を担う人づくりにあるとの考えに立ち、糸魚川市教育大綱に掲げる『「わがいといがわ」の人づくり』の理念のもと、「ひとみかがやく日本一の子ども」を育てるため、0歳から18歳までを見通した子どもたちの育成に継続して取り組んでいます。

少子化が加速度的に進行する中であっても、当市の未来を担う子どもたちにとって、より質の高い教育環境を提供できるよう「糸魚川市立学校教育環境整備方針」を策定します。

1 方針

* 1 * 2
中学校区単位を基本とした 小中一貫教育学校 又は義務教育学校を
設置します。

学 校 数

- ・ 中学校は、4校とします。
- ・ 小学校は、各中学校区内に1校又は2校とします。

施設の形態

- ・ 小学校と中学校が同じ校舎となる「一体型」又は小学校と中学校が別の校舎で教育活動を行う「分離型」とします。

重要な視点

- ・ 「ひとみかがやく日本一の子ども」の育成
- ・ 地域とともに歩む開かれた学校づくり
- ・ 安全安心で豊かな教育環境の提供

* 1 一貫教育学校とは、小学校、中学校の区別はあるが、小中学校が同じ目標で9年間の義務教育を一貫して行う学校。

* 2 義務教育学校とは、小学校と中学校の区別をなくし、9年間の義務教育を一貫して行う学校。

2 教育環境整備の推進

- (1) 方針を踏まえ、当市の教育環境における望ましい姿や計画の進め方について検討するため、糸魚川市立学校教育環境整備計画検討委員会を設置します。
- (2) 検討委員会での検討を踏まえ、「糸魚川市立学校教育環境整備計画」を策定します。計画には、新たな学校の配置や継続して活用する校舎のイメージなどを示すとともに、地域とともに歩む開かれた学校づくりの基本的な考え方を示します。